

事 務 連 絡
平成 23 年 9 月 30 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
障 害 福 祉 課

東日本大震災に係る緊急時避難準備区域の解除に伴う取扱いについて

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項の規定による、緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている者については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う障害保健福祉関係法律の規定の特例等について」（平成 23 年 5 月 2 日付け障発 0502 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「平成 23 年度障害者等災害臨時特例補助金交付要綱」（平成 23 年 7 月 13 日付け厚生労働省発社援 0713 第 7 号厚生労働事務次官通知）において、利用者負担の免除等を行った場合の財政支援の対象としているところです。

今般、平成 23 年 9 月 30 日付けで緊急時避難準備区域の設定が解除されましたが、引き続き、下記のとおり取り扱うこととしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

記

緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた者については、今般の平成 23 年 9 月 30 日付けの緊急時避難準備区域の設定の解除後も、被災地の状況等を踏まえ、平成 24 年 2 月 29 日までの間で厚生労働大臣が定める日までの間、利用者負担の免除等に対する国からの財政支援を継続することとすること。

補装具費に係る利用者負担についても、同様に取り扱うものとする。

財政支援を終了する際は、改めて連絡することとしていること。